

國第一回 二 會
國家行政組織法案、刑事訴訟法を改正する法律案

両院協議会會議錄第一号

昭和二十三年七月五日(月曜日)午後
十一時九分開会

昭和二十三年七月五日(月曜日)衆議院
議長において、協議委員を左の通り指
名された。

工藤 錢男春 小澤佐重喜
高橋 英吉君 米蟹 満亮君
竹谷源太郎君 笹口 晃君
椎熊 三郎君 坪川 信三君
松原 一彦君 成重 光眞君
り選定した。

副議長 高橋 英吉君
議長 米澤 満次君
又同日参議院議長において、協議委員会を左の通り指名された。
下條 康麿君 松井 道夫君
小野 菲君 鈴木 安翠君
岡田喜久治君 中井 光次君
前之園喜一郎君 太田 敏兄君
伊藤 修君 千田 正三君
同日互選の結果、正副議長を左の通り選定した。

出席委員	議長 下條 康麿
衆議院側	副議長 伊藤 修
議長	米塙 満亮
副議長	高橋 英吉
議員	小澤佐重喜 坪川 信三 晃
議員	竹谷源太郎君 椎熊 三郎君
議員	松原 一彦君
議員	成重
議員	光眞
議員	參議院側

○本日の会議に付した事件
○國家行政組織法案
○刑事訴訟法を改正する法律案
「拙筆により米澤亮君議長席に
著く」
○議長(米澤亮君)　それでは、録によ
りまして、私が本日の両院協議会の議
長を勤めることに相成りました。尙參議
院の協議委員議長には伊藤修君、副
議長には下條康磨君、衆議院の協議委
員議長には不肖私、副議長には高橋英
吉君が当選されました。右御報告申上
げます。
これより國家行政組織法案について
両院協議会を開きます。両院協議会は
國会法第九十七條によりまして傍聴権を
許さないことになつておりますから、
協議委員及び協議会の事務を掌理する
者以外の方は御退席を願います。先づ各
院の議決の御趣旨を御説明願うのである
ありまするが、時間もありませんんで
で、衆議院側から両院協議会を求める
趣旨について御説明を願いまして、ま

議長	伊藤
副議長	下條 康麿君
小野哲君	岡田晉久治君
道夫君	安孝君
中井光次君	前之園喜一郎君
太田敏兄君	千田正君
衆議院事務局側	
参考(委員部長)	鈴木 隆夫君
參議院事務局側	河野 義克君
参考(委員部長)	佐藤 吉弘君
参考(委員部勤務)	
本日の会議に付した事件	

○國家行政組織法案
○刑事訴訟法を改正する法律案

して、衆議院側におきましては、これから申上げるよう修正して參つたのであります。即ち第二項中「次官は、大臣の命を受け、政策及び企画に参画し、省務を整理する。」こういう趣旨の修正でござりまするが、衆議院側いたしましては、やはり衆議院で大体決定いたしましたように、「大臣不在の場合その職務を代行する。」こういう点は復活させて貰いたいというものが衆議院側の意向であります。併しそれ以外の修正点につきましては、全部認めてもよろしく」という考え方になつておりますが、ただ十八條の総務長官が參議院の修正によりましてなくなる関係上、この修正案にもない、又衆議院の原決議にもない文字を多少変更することが適当と考えまするので、最後の結論でありまする十七條の衆議院側の意向を申上げて、御協議を願いたいと存じます。即ち衆議院側いたしましては、第十七條を「各省に次官一人を置く。次官は、特別職とする。次官は大

○小澤佐藤喜君　只今議長のお話になりました國家行政組織法案中、議題になりました衆議院側の意向を極く端的に結論だけを申上げることにいたしました。それは十七條の「各省に次官一人を置く。次官は、特別職とする。次官は、大臣の命を受け、政策及び企画に參画し、大臣不在の場合その職務を代行する。」という衆議院の議決に対しまして、衆議院側におきましては、これ

かの手落ち、手落ちと言いますか、事務がなんかの間違いだらうと思います。十八條が変更されなければ「及び総務長官」というものは同時に修正されて来なければならん文字だと思いまするが、この点に対しましては、私共は改めて「次官は」ということにしまして、総務長官というものを削ることだけを申上げて置きます。この点につきましては、恐らく御同意下さることと思いますが、念のために申上げて置きます。その他は全部参議院の修正案を認めるにいたします。

務を整理し、大臣不在の場合その職務を代行する。」こういう文案に是非御同調願いたいと存する次第であります。從いまして十八條以外、若しくは十八條の修正によりまして、関係條文が当然変更になることに対しましては異議はないであります。ただこの二十二條、即ち修正案に基く二十五條でありまするが、その五行目に「次官及び総務長官は」というのを參議院側で修正されずに來たことは、恐らくこれは何かの手落ち、手落ちと言いますか、事

むしろ「大臣を助け」と言つた方が実質的な副大臣の職務を活かすのに感じがひつたり来るのじやないか、こういう意味からでありますし、更に「省務を整理し」という言葉がありますので、いわゆる総務長官の職務も次官がどるのだという趣旨におきまして「省務を整理し」という言葉を加えたわけであります。実質的に申しますれば從來の事務次官の職務と、更に副大臣的立場とを一切総括した職務にしたいというものが、十七條の只今申し上げた修正の趣旨でござります。

りを申上げて置きます。十七條の第一項は動きません。第二項「次官は大臣を助け、政策及び企画に参画し、省務を整理し、大臣不在の場合その職務を代行する。」そしてこういうふうに文字を直した理由は、これも簡単に申上げますが、從來のいわゆる次官とは異なりまして、実質的には副大臣というものが、この條項の元でありますから「大臣の命を受け」という文字では、從来の次官と殆んど変りがない、それよりもむしろ「大臣を助け」と言つた方が実質的であると言つておられるのであります。

國家行政組織法案 刑事院議會全議錄第一號
訴訟法を改正する法律案

昭和二十三年十一月五日

と見落しあうと想像されます。

○下條康麿君 原案に削つてあつたのが、後で書くときに議事部の方で落したのだそうです。思しからず……

○小澤佐重喜君 そういうことなら、訂正を衆議院まで出して頂ければ……

○議長(米澤潤亮君) それでは御懇談に移ります。

「午後十一時十九分衆議院に移る」

○下條康麿君 今の十七條第二項の「次官は省務を整理し」これはこちらに入つておるのでですか。

○小澤佐重喜君 「省務を整理し」は、あなたの方で入れたのを受けたわけです。

○下條康麿君 要するに「次官は大臣の命を受け」を「大臣を助け」、それから整理の下は「大臣不在の場合」云々と

○小澤佐重喜君 「省務を整理し」は、あなたの方で入れたのを受けたわけです。

○下條康麿君 十八條は削除ですね。

○小澤佐重喜君 その他は、二十四條を除いては全部参議院の修正を認めるという趣旨です。

○小澤佐重喜君 そうです。

○下條康麿君 「大臣不在の場合」云々と云々と書くと、小沢さんはお尋ねしますが「次官は、特別職とす

る」と書いてある。これは別途規定されておる特別職の中に、次官を挿入するということであれば、つまりこの次官なるものは國会議員をして、それに充てることを明示した規定は、書かんでもよろしいのですか。

○小澤佐重喜君 これは衆議院の方で、國会法改正と、この行政組織法の改正について、この問題がかなり論議されたのであります。それで御承知の

通り國会法の三十九條には、総理大臣、國務大臣、官房長官は國会議員と兼ね

○小澤佐重喜君 今の岡田委員のお言葉でありますするが、法の一般的建前は、例えば國務大臣にいたしましても、三

行組織法の十七條の次官をそこで活用した方がよろしいという意味におきまして、この「総理大臣、國務大臣、官房長官」の次に「及び各省次官」とい

うことを入れて、これは衆議院の案通りあなたの方から御決定下さいまし

て、確定しておる案なんであります。

従いましてこの次官は特別職ではあるが、而も國会議員がこれを兼ねることができるというは、國会法によつて、

二つ合せることによつてはつきりする

わけであります。従つて特別職といふことに変りはありませんが、その特

別職は、國会議員が國会法の第三十九條によつて兼任禁止の規定がありますから、そちらの方の規定を持つて來て

國会議員が兼ねることになつております。

○下條康麿君 二つ合せることによつてはつきりする

わけであります。従つて特別職といふことに変りはありませんが、その特

別職は、國会議員が國会法の第三十九條によつて兼任禁止の規定がありますから、そちらの方の規定を持つて來て

國会議員が兼ねることになつております。

○岡田喜久治君 簡単なお尋ねです

が、もう一つお答え願います。これは

どういうふうなお扱いでござりますか、これに絶まつておりますが。

○小澤佐重喜君 これは勿論法律的に

ないであります。恐らくは、そうした

内閣は恐らくは國会議員を以てこれに充てることと私共も想像するに難くないであります。恐らくは、そうした

意味におきまして、我々は今後のこの行政組織法の施行後におきましては、必ずこの十七條の次官には、衆参両院の議員がこれに任命されることと確信いたしましたとございませんが、

○下條康麿君 つまり明瞭に、むしろ國会議員を以てこれに充てといふことをここに書いていいわけなんでござりますが、如何でございましょうか。

○小澤佐重喜君 これは衆議院の方で、國会法改正と、この行政組織法の改正について、この問題がかなり論議されたのであります。それで御承知の

が、懇談会ですから今……

○小澤佐重喜君 今の岡田委員のお言葉でありますするが、法の一般的建前は、例えば國務大臣にいたしましても、三

十九條で國會議員と兼ねることができます。その規定の方で、この改正された

ことができるという規定がありま

す。その規定の方で、この改正された

ことがあります。その規定の方で、この改正された

【討論終結】と呼ぶ者あり】

○議長(米澤潤亮君) それでは懇談会を終ります。

【異議なし】と呼ぶ者あり】

○議長(米澤潤亮君) それでは懇談会を終ります。

【討論終結】と呼ぶ者あり】

○議長(米澤潤亮君) それでは懇談会を終ります。

【総員起立】

○議長(米澤潤亮君) 起立総員、上つて只今の協議案は両院協議会の案となつて、両院協議会を開きます。衆議院側から協議会請求の趣旨を説明願います。

○議長(米澤潤亮君) ついで、只今の協議案は両院協議会を開ます。衆議院側から協議会請求の趣旨を説明願います。

○伊藤修喜君 衆議院側の賛意の点はよく分りましたが、その余の点は絶対

にどうしてもこれは同調願えませんですか、どうですか。

○小澤佐重喜君 大体衆議院側といた

しましては、その他の点につきましては現段階においては同調できないか

ら、よく研究した上で、その施行期日

は一月一日でありますから、その上で更に修正すべき点が見付かつたなら

ば、あとで修正して適当に処理してもいいのではないか、現段階ではこの二点以外には全然同じないという趣旨に立つております。

○伊藤修君 衆議院側のお説はよく分りますが、少くとも刑事訴訟法が來年の一月一日から施行されるのでありまして、施行される前に再び又國会が議決したものと朝野の考慮を考えまして、我々としましては、できる限りよき法律を作りたい、ここに盛られたのは、一々説明するまでもないと思いますが、いずれも朝野の考慮を必要としておつて、常に強く主張しておつた点を我々は盛つた次第でありますから、尙一つこの点に対しまして懇談会を開いてその点の考慮を煩わしいと思います。

○議長(米澤滿喜君) それではこれから懇談会に入ることに御異議ございませんか。

「時間がないよ」と呼ぶ者あり

○議長(米澤滿喜君) いや、極めて簡単な分くらい懇談をしたいと思うのですが、どうぞ……

午後十一時三十三分懇談会に移る

「時間がないよ」と呼ぶ者あり
○議長(米澤滿喜君) いや、極めて簡単な分くらい懇談をしたいと思うのですが、どうぞ……

午後十一時三十一分懇談会に移る

「時間がないよ」と呼ぶ者あり
○議長(米澤滿喜君) いや、極めて簡単な分くらい懇談をしたいと思うのですが、どうぞ……

午後十一時三十三分懇談会を終る

○議長(米澤滿喜君) それでは懇談会を終ります。引き続き協議に入ります。

只今小澤君から説明された衆議院側の意見に対し、参議院側から御意見を伺います。

○伊藤修君 先程も申しました通り、

参議院側といしましては非常な努力と確信を以てこの法案を修正いたしました。

次第であります。この修正に対し衆議院側として全部御同意願いたいと考

える次第であります。時間がすでに切迫しております次第でありますから、

衆議院側の御趣旨を我々としては存ん

で、少くともこの第四十條及び第三百四

四條だけは是非とも御同意願いたいと

思ひます。

○小澤佐重喜君 いろいろその点につ

きましては、先程もたびく申上げま

した通り、すでに協議会を開くとい

う思ひます。

○小澤佐重喜君 いま、その点につ

きまして、各党々で代議士会を開きま

して、そこで潮く一致した問題でありま

す。

合には常に偽証として迷惑を被るる。この点だけは是非御考慮煩わしたる。これを明らかにすることは在野法曹の弁護権行使の上にも大きな力となる。この点だけは是非御考慮煩わしたる。これで英米主義を採つておるのでありますから、これを首尾一貫いたしまし

ます。

○伊藤修君 重ねて申上げるようで甚だ恐縮でございますけれども、只今

参議院側といしましては非常に脅威を受け

て来たというような事例もある。我

々在野法曹としては常に脅威を受け

る。これで英米主義を採つておるのでありますから、これを首尾一貫いたしまし

ます。

○伊藤修君 重ねて申上げるようで甚だ恐縮でございますけれども、只今

参議院側といしましては非常に脅威を受け

て、この刑事訴訟法を活かすという御

意見に対し、参議院側から御意見を伺います。

○伊藤修君 先程も申しました通り、

参議院側といしましては非常な努力と確信を以てこの法案を修正いたしました。

次第であります。この修正に対し衆議院側として全部御同意願いたいと考

える次第であります。時間がすでに切迫しております次第でありますから、

衆議院側の御趣旨を我々としては存ん

で、少くともこの第四十條及び第三百四

四條だけは是非とも御同意願いたいと

思ひます。

○小澤佐重喜君 いま、その点につ

きましては、先程もたびく申上げま

した通り、すでに協議会を開くとい

う思ひます。

○小澤佐重喜君 いま、その点につ

きましては、先程もたびく申上げま

した通り、すでに協議会を開くとい

う思ひます。

○小澤佐重喜君 いま、その点につ

きましては、先程もたびく申上げま

した通り、すでに協議会を開くとい

う思ひます。

○伊藤修君 重ねて申上げるようで甚だ恐縮でございますけれども、只今

参議院側といしましては非常に脅威を受け

て、この刑事訴訟法を活かすという御

意見に対し、参議院側から御意見を伺います。

○伊藤修君 重ねて申上げるようで甚だ恐縮でございますけれども、只今

参議院側といしましては非常に脅威を受け

て、この刑事訴訟法を活かすという御

昭和二十三年九月二日印製

昭和二十三年九月三日発行

參議院事務局

印刷者　局